

平塚市総合計画の概要と策定体制・スケジュール

1 総合計画（改訂基本計画）の策定へ向けて

（1）総合計画の役割

- ア 市政運営の基本となる方向性を示した最上位の計画
 ・平塚市自治基本条例第19条を策定根拠とする最上位計画

平塚市自治基本条例

（総合計画等）

第19条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

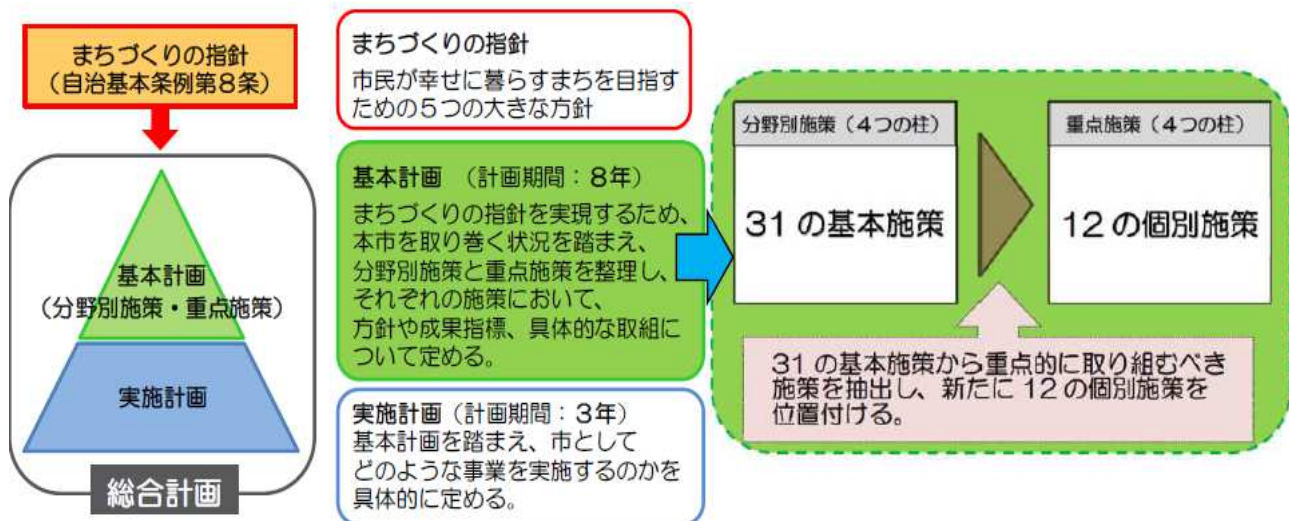
3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

イ 市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画で、市民と市が共通の理念をもち、まちづくりの推進を図っていくためのもの

ウ 国、県、近隣市町村などに本市の姿勢を示し、協力・連携・調整を求めていく際の基本となる計画

（2）構成

総合計画はまちづくり指針の実現に向けて、『基本計画』 - 『実施計画』の2層で構成されています。



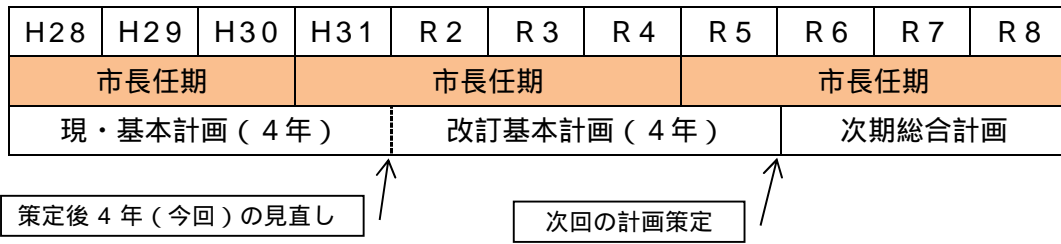
平塚市自治基本条例（まちづくりの指針）

第8条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- （1）世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- （2）豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- （3）互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- （4）自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- （5）産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

(3) 計画期間

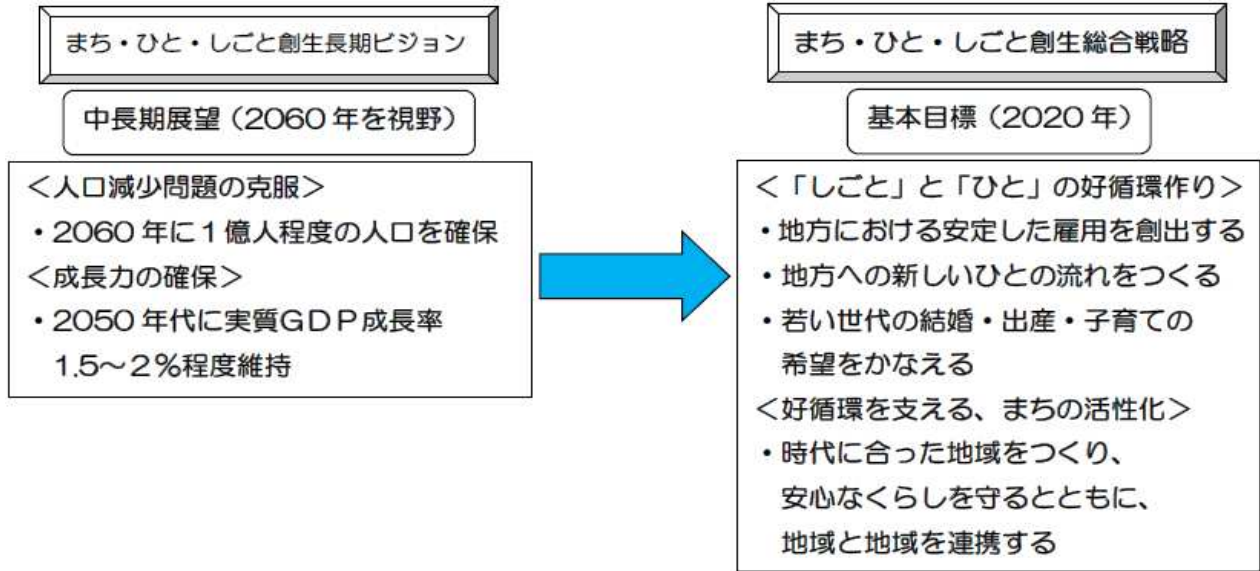
基本計画の計画期間は、平成 28～令和 5 年度の 8 年で、策定後 4 年で見直すものとなっています。



2 国の動向に伴う本市の対応

(1) 国の動向

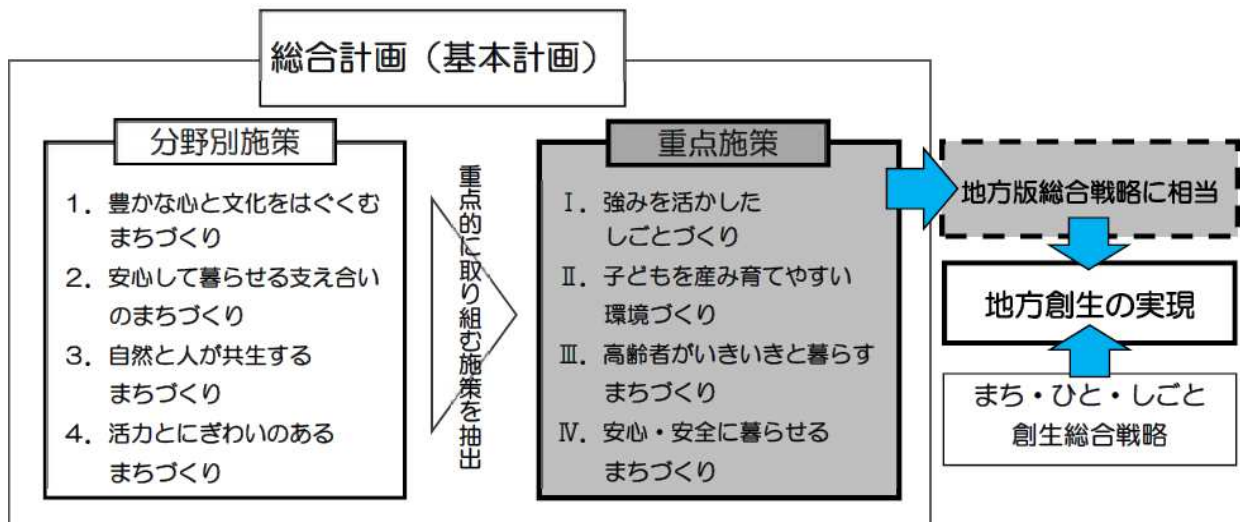
国は、人口問題に対する基本認識を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、人口減少と地域経済縮小の克服などに対する基本的な考え方を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方創生の実現に向けた取組を進めています。



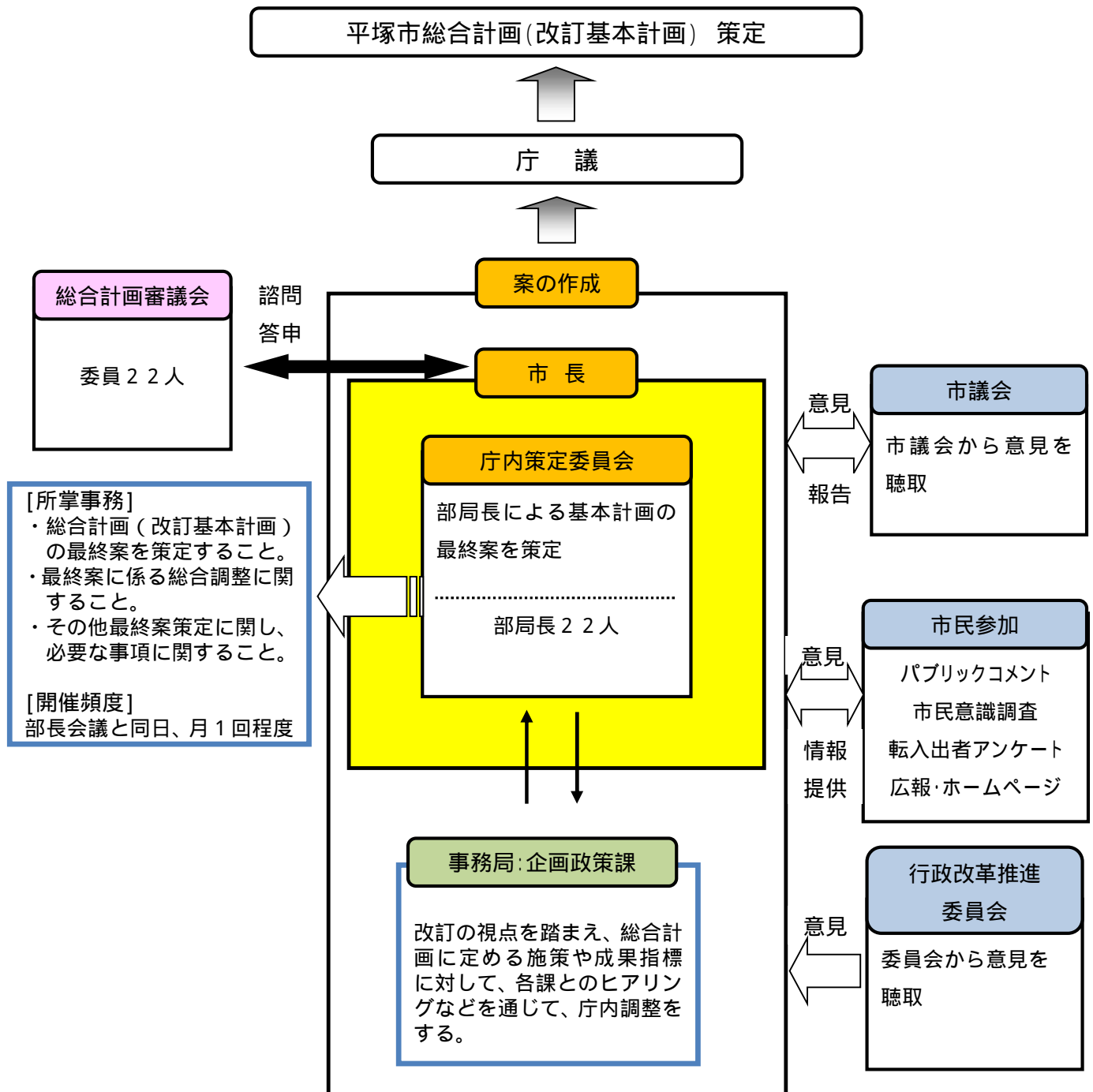
(2) 本市の対応

本市でも、まち・ひと・しごと創生基本法に基づき、平成 27 年度に「平塚市人口ビジョン」及び「平塚市総合戦略」を策定し、地方創生の実現に向けた取組を進めています。

なお、「平塚市総合戦略」は、総合計画と一体的に策定しており、総合計画の重点施策部分が「平塚市総合戦略」に相当します。



3 策定体制



4 策定スケジュール

策定委員会及び総合計画審議会の開催については、次のとおり予定しています。

策定委員会			総合計画審議会		
開催日	議題		開催日	議題	
第1回	5月31日(金)	・改訂趣旨等 (考え方、体制、スケジュール)			
第2回	6月28日(金)	・踏まえるべき事項の整理 (現計画振り返り、将来人口推計及び将来展望、SDGs等)			
第3回	7月26日(金)	・重点施策の設定	第1回	7月24日(水)	・策定の趣旨 ・施策(主に重点施策)の整理
第4回	8月23日(金)	・一次素案たたき台の策定			
			第2回	9月下旬～ 10月上旬	・一次素案の策定
パブリックコメント(10月中旬から11月中旬)					
第5回	11月下旬	・二次素案の策定			
			第3回	12月上旬	・二次素案の策定
第6回	1月下旬	・案の策定	第4回	1月上旬	・素案の諮問
			手交	1月中旬	・素案の答申
2月 庁議					